

各 位

高梁市総務部監理課長

電子入札システムによる入札・開札について

平成30年4月1日以降に開札執行する建設工事、測量・設計コンサルタント業務について、次のように取り扱いますので、よろしくお願いします。

記

1. 入札通知

- ・原則として毎月第1、第3火曜日(午前中)に、電子入札システムのメール送信で、指名通知を行います。
- ・指名通知をメール送信したあと、「通知送信した旨」の FAX を送付する予定です。
- ・再入札(2回目入札)のメール送信をしたときは、電話連絡する予定です。

2. 設計図書のダウンロードは、入札公告または通知に示す期限までに行ってください。

3. 設計図書に関する質問及び回答

- ・質問書(任意様式)の提出は、入札公告または通知に示す期限までに、監理課宛に FAX で送付してください。
- ・質問回答は、電子入札システムにファイル添付します。入札金額積算又は登録前に必ず確認してください。

4. 入札金額登録(応札)

第1回入札

- ・通知の受領を確認したら、設計図書をダウンロードして積算し、電子入札システムに入札金額を入力(工事の場合は積算内訳書を添付。押印不要。)して登録してください。
- ・内訳書の工事価格(税抜き)と入札金額が一致していないと失格となります。
- ・登録後に入札金額の訂正、撤回はできません。
- ・指名通知に示した時間までに入札を行ってください。

第2回(再入札)

- ・建設工事の積算内訳書添付は不要ですが、2回目入札額が低入札価格調査に該当する場合は、別途積算内訳書提出を求めることがあります。(紙提出の内訳書は、押印が必要)

5. 入札辞退

- ・電子入札システムで「辞退」を登録してください。(登録後の撤回はできません。)
- ・入札登録の後、やむを得ないと認められる理由により「辞退」するときは、辞退届書を提出してください。

い。(この場合、既に入札登録された入札書は無効となります。)

- ・再入札(2回目入札)の辞退は、1回目同様に電子入札システムで「辞退」登録してください。

6. 開札への立会

- ・電子入札の開札に立会いを希望する場合は、開札予定日の前日(予定日の前日が休日のときは、休日の前日)午後5時まで、開札立会申込書(任意様式)を監理課へ提出してください。
- ・立会場所は、監理課の窓口とし、事務室(開札室)への立入りは認めません。

7. 入札結果通知、契約書送付等

- ・落札決定、不調(1回目に予定価格の範囲内での入札がない場合又は2回目応札者が1人の場合)、不落(2回目の入札でも落札者が決定しない場合)、落札保留(低入札価格調査の場合)の各結果通知は、電子入札システムで送信します。(書面通知はしません。)
- ・各者の入札金額等結果の内容は、電子入札システムで確認してください。
- ・落札業者への契約書送付は、監理課からのメール送信とします。受信された業者において、ダウンロード、印刷して、記名・押印、印紙貼付けを行い、監理課又は発注担当課へ提出してください。

8. 入札棄権(無断欠席)の取扱い等

- ・電子入札の応札を2件連続して行わなかった(棄権=無断欠席)場合、又は1件目の棄権から1年以内に再度棄権した場合は、入札に対する不誠実な行為として、指名停止等措置の対象とします。(入札者が「辞退」の意思表示をせず、応札を忘れていた場合を含む。)
- ・入札登録後の辞退届等の理由が「金額誤り」又は「金額誤りによる契約辞退」などであるときは、公正な取引の秩序を乱したと認められるとして、指名停止等措置の対象となる可能性があります。

9. 最低制限価格の決定方法について

建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等のうち、最低制限価格を設定する案件については、入札参加者が応札時に入力した任意の3桁の数字「くじ番号」を利用して「X」及び「Y」の値を決定します。

具体的には、次の手順によって「X」及び「Y」の値を決定します。

[参考]

最低制限価格(税抜)=予定価格(税抜)×(最低制限価格基準率-(0.002×X+0.0002Y))

■決定の手順

- ①各入札者は、電子入札システムで入札金額を登録する際、任意の3桁の数字「くじ番号」を画面内の「くじ番号」欄に入力します。
- ②電子入札システムが入札金額登録を受理した時刻のミリ秒を「到着ミリ秒」とし、3桁の数字としてシステムが自動的に取得します。
- ③「くじ番号」と「到着ミリ秒」の和の値を求め、算出された値を「決定くじ番号」とします。なお、和の値が4桁になった場合は、下3桁の値を採用します。

- ④有効な入札をした者の「決定くじ番号」の和を求めます。
- ⑤④で求めた値の、十の位を「X」、一の位を「Y」とします。

【例】有効な入札をした者が、A～Cの3社であった場合

業者	入力 くじ番号	到着 くじ番号	決定 くじ番号	【X及びY】の求め方
A社	353	125	478	有効な入札をした者の「決定くじ番号の和は、 $478+034+602=1114$ よって、「X」は十の位の値である「1」、「Y」は一の 位の値である「4」となる。
B社	021	013	034	
C社	613	989	602	

■備考

- ・「くじ番号」は、000～999までの千通りの中から任意に選択してください。
- ・各入札参加者の「くじ番号」の情報は、開札執行時や入札情報公開システム(PPI)などで公表します。

10. 同価入札時における順位決定方法について

建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等の入札において、同価の入札をした者が2者以上あるときは、入札参加者が応札時に入力した任意の3桁の数字「くじ番号」を利用した同価くじを行い、当該同価グループ内での順位を決定します。

よって、落札者(または落札候補者)を同価グループ内から選ぶ場合においては、当該同価グループ内で同価くじ順位が1位となった者が落札者(または落札候補者)になります。

具体的には、次の手順によって同価くじを行います。

■順位決定の手順

- ①各入札者は、電子入札システムで入札金額を登録する際、任意の3桁の数字「くじ番号」を画面内の「くじ番号」欄に入力します。
- ②電子入札システムが入札金額登録を受理した時刻の「到着ミリ秒」とし、3桁の数字としてシステムが自動的に取得します。
- ③「くじ番号」と「到着ミリ秒」の和の値を求め、算出された値を「決定くじ番号」とします。なお、和の値が4桁になった場合は、下3桁の値を採用します。
- ④開札の結果、同価入札をしたものに対し、電子入札システムが入札金額登録を受理した日時の早い者から順に、0から番号を割り当て(0, 1, 2…)、「同価到着整理番号」とします。
 - ※同価となったグループの入札者のうち、入札金額登録を受理した日時がミリ秒まで同時刻の者が2者以上あるときは、当該同価グループ内での「同価到着整理番号」は、業者番号の小さい者から順に付与するものとします。
- ⑤同価の入札をした者の「決定くじ番号」の和を求めます。
- ⑥⑤で求めた、「決定くじ番号」の和を、同価入札をした者の数で除し、余りの値を求めます。

(除した答(商)は、0を含む自然数(0, 1, 2...)とし、「決定くじ番号」の和が0の場合は、商及び余りは0とします。たとえば、「決定くじ番号」の和が1721で、同価入札した者の数が5の場合、 $1722 \div 5 = 344$ 余り2となります。商は344. 4とはなりません。)

- ⑦⑥で求めた余りの値と、④で割り当てた「同価到着整理番号」が一致した入札者が、当該同価グループ内での第1順位者になります。
- ⑧同価となったグループ内での次順位以降の順位決定については、第1順位者になった者を起点として「同価到着整理番号」の昇順に順位を付与し、「同価到着整理番号」の一番大きい値に達した後は、「同価到着整理番号」が0の者を起点として昇順に順位を付与します。
- ⑨上記の方法により、すべての同価グループ(失格となったものを除く。)について順位を決定します。

【例】A～Eの5社が、同価入札の場合

業者	入力くじ番号	到着くじ番号	決定くじ番号	電子入札システムが入札金額登録を受理して日時	同価到着整理番号	同価くじ番号	順位
A社	353	125	478	平成27年10月22日 午前9時15分31秒125	0	4	第4順位
B社	021	013	034	平成27年10月22日 午前11時37分13秒013	1	5	第5順位
C社	613	989	602	平成27年10月22日 午後0時23分05秒989	2	1	第1順位
D社	875	342	217	平成27年10月22日 午後3時03分58秒342	3	2	第2順位
E社	379	012	391	平成27年10月23日 午前8時28分41秒012	4	3	第3順位

【順位の決定方法】

同価入札をした者の「決定くじ番号」の和は、 $478+034+602+217+391=1722$

$1722 \div 5$ (同価入札した者の数) $=344$ 余り2

■備考

- ・「くじ番号」は000～999までの千通りの中から任意に選択してください。
- ・各入札参加者の「くじ番号」の情報は、開札執行時に公表します。
- ・共同企業体(JV)による入札時には、第1構成員の業者番号を適用します。